



# 環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成26年6月17日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、（仮称）キャノン柳町プロジェクト事後調査報告書（建設時その2）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都大田区下丸子三丁目30番2号 キャノン株式会社 代表取締役会長兼社長 CEO 御手洗 富士夫
	指定開発行為の名称	（仮称）キャノン柳町プロジェクト
	指定開発行為の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高層建築物の新設（第2種行為）</li> <li>・工場又は事業所の新設（第1種行為）</li> <li>・研究施設の新設（第2種行為）</li> <li>・大規模建築物の新設（第1種行為）</li> </ul>
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区柳町70番1
	指定開発行為の目的	工場・研究所の建設
	指定開発行為の内容	敷地面積：約114,755㎡（工業地域）、建築面積：約46,900㎡、 延べ面積：約227,930㎡、最高高さ：約91m
	事後調査の項目等	建設機械の稼働に伴う大気質
	環境影響評価の 手続経過	平成17年2月2日 条例環境影響評価方法書公告 平成17年5月13日 条例環境影響評価方法審査書公告 平成17年6月8日 条例環境影響評価準備書公告 平成17年9月8日 条例環境影響評価審査書公告 平成17年9月22日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	<p>期 間：平成26年6月17日（火）～平成26年7月16日（水） 土曜日及び日曜日は除きます。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。</p> <p>時 間：午前8時30分から午後5時まで</p> <p>上記期間中、本市ホームページにて標記条例準備書及び要約書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html</a></p>
	縦 覧 場 所	幸区役所、川崎区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境保全の見地からの御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。</li> <li>・提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを事後調査実施者に送付します。</li> </ul> <p>【意見書の提出】 提出期限：平成26年7月16日（水） （郵送の場合は、平成26年7月16日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。</p>
	問 合 せ 先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156